

新しい制度の下での「法定事務」も  
実務を通じて学べば、理解と自信が深まります！

# マイナンバー時代の 給与計算実務と 社会保険手続きの進め方講座

2015年10月より、いよいよマイナンバーの通知が始まり、2016年1月からは実際に税や社会保険の手続き等でマイナンバーを記載する場面が始まりました。準備は万全でしょうか。

企業がマイナンバーを取り扱う以上、取得・利用・提供・保管・廃棄に至るまで情報漏えいを防ぐための安全管理措置を徹底させる責務を負っています。

マイナンバーの提供を拒否する従業員がいたらどうしますか？。どんな小さな会社でも必ず発生する給与計算実務と社会保険の手続きは、ミスがあってはならない重要な業務であり、担当者の責任は増すばかりです。

本講座では、マイナンバーに対応した給与計算と社会保険の手続きについて触れながら、給与計算の基本ルールを、演習問題を交えて、基礎から分かりやすく解説いたします。

また、毎年必ずある社会保険の手続き、社会保険料率の変更、関連する法律の改正など、担当者が把握しておかなければならぬ法改正のポイントも解説いたします。

こんな方に  
お薦めです

- 給与計算を初めて行う方 ■給与計算の基礎を学びたい方
- 社内で必要な社会保険・労働保険の基礎を学びたい方
- 給与計算、および社会保険の手続きをご担当されている方



## 実施要項

- 日 時**●平成28年4月27日（水）午後1時30分～4時30分  
**会 場**●胆江地域職業訓練センター（水沢区真城字中上野96-3）  
**受講料**●会 員 1名 2,000円 ●一 般 1名 4,000円  
**講 師**●社会保険労務士・㈱ベストアビリティ取締役 竹山 文氏  
**申 込**●4月20日までFAXにてお申込み下さい。  
**定 員**●100名

## （公社）胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 奥州商工会議所内  
 Tel.0197-24-3141 Fax.0197-24-3148

（※個人情報の取り扱いについて  
 当会は、申込に記載戴きました参加者名等を、  
 研修会開催に際しての管理のために利用し、それ  
 以外の目的で 利用することは一切ございません。）

（キリトリ線）-----

## 「マイナンバー時代の 給与計算実務と社会保険手続きの進め方講座」申込書

会社名		電 話	
住 所		FAX	
参加者		参加者	

# マイナンバー時代の 給与計算実務と 社会保険手続きの進め方講座

## 講 座 内 容

### ◆マイナンバー適用のスケジュール

1. マイナンバーを使用する会社の業務
  - ①社会保険関係 ②税金関係
2. マイナンバーを取り扱うときの留意点(企業の責務)
  - ①マイナンバーの取得 ②マイナンバーの保管
  - ③マイナンバーの廃棄
3. 従業員が入社するとき
  - ①本人確認 ②雇用保険加入手続き
  - ③社会保険加入手続き ④給与データ入力～最初の給与計算
4. 従業員が退職するとき
  - ①雇用保険喪失手続き ②社会保険喪失手続き
  - ③最後の給与計算 ④源泉徴収票発行
5. 在職中従業員の社会保険の手続き
  - ①労働保険料申告 ②算定基礎届
  - ③月額変更届 ④賞与支払届
  - ⑤社会保険料免除の申出 他
6. 在職中従業員の給与計算
  - ①毎月の給与計算(勤怠・支給・控除)
  - ②賞与計算 ③年末調整

講座では随時変わる法改正情報もお伝えします



## 講 師

社会保険労務士・株ベストアビリティ取締役 竹山文氏

北海道出身。特定社会保険労務士・年金アドバイザー  
出版社勤務を経て、平成18年12月、竹山社会保険労務士事務所を設立し独立開業。主な業務は、会社顧問としての労務コンサルティング、年金に関する講演、執筆。社会貢献事業として、学校教育にも取り組み、小・中・高校での出前授業を実施。著書：「年金請求書の書き方完全マニュアル」（日本法令刊）、「社会保険って何？」（プラネックス刊）

